

はじめに

自由人権協会は、これまでに「情報公開法」、「情報公開条例」及び「会議公開法」、「会議公開条例」の各モデル案を、研究、発表してきました。幸い、それらのモデル案は、地方自治体を中心に、各方面で重要な参考資料とされてきました。特に、情報公開条例案は自治体の条例制定に大きな影響を与えております。

このたび公表のはこびとなった「個人情報保護法」、「個人情報保護条例」のモデル案も、同様の目的をもって研究、作成されたものです。いうまでもなく、公的情報の公開制度は、憲法で保障されている「公衆の知る権利」を、具体的に実現するものです。しかし、公的機関は、公開制度の有無にかかわらず、その権限によって、公衆の個人情報を収集しています。

それらのなかには、誤った情報も入っているでしょうし、正当な権限もなく集めているものもあるでしょう。また、合法的に集められた情報であっても、その管理や利用のしかたによっては、プライバシーの侵害など人権の侵犯を起こしかねません。しかし、個人情報保護制度のない現在では、政府をはじめ公的機関による個人情報の収集・保管・利用は、野放し同様になっています。

このような状況をあらためるため、すでに一部の基礎自治体では、個人情報保護条例をみておりますが、人権保護の見地からは、必ずしも十分なものとはいえません。さらに、遺憾なことは、大半の欧米諸国は、個人情報（データ）保護の法律を制定しているにもかかわらず、日本政府の作業は、遅々としており、実現の見込は立っていません。

今回の自由人権協会の個人情報保護法・条例のモデル案は、公衆の自己情報に対するアクセス権の確立を中心に、あるべき保護制度を提案することにより、とりわけ政府に対する強い要望を示すものであります。情報化社会の急速な進展に対応するため、中央政府及び自治体が、情報公開並びに個人情報保護の制度化を、速やかに確立されることを望んでやみません。

1987年2月17日

社団法人自由人権協会

個人情報保護法・モデル案

1987年2月17日

〔前文〕

政府にはその行政運営上、膨大な個人情報が収集・保管され、利用されているが、個人の知らないうちに個人情報が収集され、本来の利用目的をこえて利用されたり外部に提供されることによって、あるいは誤った個人情報が蓄積・利用されること等に

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

よって、個人のプライバシーが侵害され個人の尊厳が脅かされる事態が生じている。このような危険は、個人情報の処理について、コンピューター及び高度の情報関連技術が利用されることによって著しく高まっている。

そもそも、プライバシーの権利は、通信の秘密や住居の不可侵の規定とともに、国民の幸福追求の権利として日本国憲法によって保障された基本的人権であり、その権利を実効あらしめるためには個人情報保護制度を設け、政府による個人情報の収集・保管・利用に関する個人のコントロール権を認め、かつ、政府による個人情報の収集・保管・利用に関する規制を行うことが必要である、行政による個人情報の独占と恣意的な管理を排除し、情報主体である国民のコントロールが実現したとき、プライバシーの権利は実効的に保障されるのである。そして、国民の知る権利を確立する情報公開法とともに、個人情報保護の制度が確立されてはじめて、情報における民主主義が実現するのである。

よって、この法律を制定する。

〔目的〕

第1条 この法律は、日本国憲法の理念に基づき、個人のプライバシーの権利の保障を実効あらしめるため、個人情報の収集、保管及び利用等に関する個人の権利並びに実施機関の義務及び事業者の責務を定める。

〔定義〕

第2条 この法律において、「個人情報」とは、個人に関する情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、実施機関の職員が作成し又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、録音テープ及び磁気又は光ディスクその他一切の媒体に記録された情報をいう。

2 この法律において、「個人情報の保管等」とは、個人情報の収集、保管及び利用をいう。

3 この法律において、「実施機関」とは、国及び政令で定める公法人の機関をいう。

〔実施機関の義務〕

第3条 実施機関は、個人のプライバシーの権利が適正に保障されるようにこの法律を解釈、運用するとともに、個人情報の保護と検索のために必要な措置を講じなければならない。

〔保管等の制限〕

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

第4条 実施機関は、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲を越えて個人情報の保管等をしてはならない。

2 実施機関は、次の各号に掲げる事項に係る個人情報の保管等をしてはならない。但し、法律により個別的に個人情報の保管等を認めているとき、記録の対象とされた個人の明示的な同意があるとき又は当該個人の生命、身体、健康若しくはその財産に対する危険を避けるためやむを得ないと認められるときを除く。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、門地、身体・精神障害、犯罪歴、病歴、その他社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 勤労者の団結権及び団体交渉その他の団体行動権の行使に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加及び請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項

〔個人情報の登録〕

第5条 実施機関は、個人情報登録簿を備置し、個人情報を定型的方式により収集又は保管し、若しくは簿冊によって保管しようとするときは、個人情報登録簿に次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
 - (2) 個人情報の利用の目的及び方法
 - (3) 個人情報の対象となる個人の範囲
 - (4) 個人情報の範囲及び内容
 - (5) 第8条第1項の個人情報保護責任者
 - (6) その他政令で定める事項
- 2 実施機関は、前項により登録された個人情報の保管を廃止するときは、個人情報登録簿に当該個人情報の登録を廃止する旨、廃止の年月日並びに廃止の理由を記載しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の個人情報登録簿の他に、個人情報に関する目録その他検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

〔収集の制限〕

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を明らかにして当該個人から直接収集しなければならない。

- (1) 個人情報の収集の根拠
- (2) 個人情報の保管の態様

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

- (3) 個人情報の利用の目的及び方法
- (4) その他政令で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に該当する場合には、個人情報を当該個人以外のものから収集することができる。
 - (1) 当該個人の事前の同意を得たとき
 - (2) 当該個人以外のものからの収集について法律の定めがあるとき
 - (3) 出版物の公刊その他によって、公知性が生じた個人情報を収集するとき
- 3 当該個人が法令に基づく申請行為を行った場合には、当該個人より直接収集がなされたものとみなす。

〔利用及び提供の制限〕

- 第7条 実施機関は、第5条第1項第2号又は第6条第1項第3号の利用の目的の範囲を超えて個人情報を利用(以下「目的外利用」という)し、又は当該実施機関以外のもに提供(以下「外部提供」という)してはならない。但し、次の各号に該当する場合を除く。
- (1) 当該個人の事前の同意を得たとき
 - (2) 法律に特別の定めがあるとき
 - (3) 当該個人の生命、身体、健康又はその財産に対する危険を避けるためやむを得ないと認められるとき
 - (4) 情報公開法の規定に基づき閲覧等の請求があったときで、同法の規定により非公開とすることができる事項に該当しないと認められるとき
- 2 実施機関は目的外利用等記録簿を整備し、前項各号に基づく目的外利用又は外部提供をしたときは、これに次の各号に定める事項を記録しなければならない。
- (1) 目的外利用又は外部提供にかかる個人情報の名称
 - (2) 目的外利用又は外部提供の内容
 - (3) 目的外利用又は外部提供をした年月日
 - (4) 目的外利用又は外部提供の根拠
 - (5) 目的外利用又は外部提供の目的
 - (6) 目的外利用又は外部提供の相手方
 - (7) その他政令で定める事項
- 3 実施機関は、第1項但書第2号乃至第4号の規定に基づき、目的外利用又は外部提供をしようとするときは、その2週間前までに(第1項第3号の場合であって緊急を要する場合はこの限りではない)その旨を当該個人に通知しなければならない。

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

〔記録の保管の規制〕

第8条 実施機関は、個人情報の保管をしようとするときは、個人情報の保護を図るため個人情報保護責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な保管を行わなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする
- (2) 個人情報の改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防止すること
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること

2 実施機関は、個人情報の保管の必要がなくなったときは、速やかに当該個人情報を廃棄又は消去しなければならない。

〔個人情報の結合制限〕

第9条 実施機関は、個人情報を当該実施機関以外の個人情報と結合してはならない。但し次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 当該個人の事前の同意を得たとき
- (2) 法律に特別の定めがあるとき

〔業務委託の制限〕

第10条 実施機関は、その事務事業を遂行する上で必要やむをえないと認められる場合を除き、個人情報の保管等を当該実施機関以外のものに委託してはならない。

- 2 実施機関は、やむをえず個人情報の保管等の委託を行う場合には、プライバシー保護審議会の同意を得なければならない。
- 3 実施機関は、当該実施機関以外のものに個人情報の保管等を委託するにあたっては、受託者との契約において、当該実施機関がこの法律によって負うと同様の義務を受託者が負う旨及び当該義務履行確保のための実効ある措置を定めなければならない。

〔閲覧等請求権〕

第11条 何人も個人情報を保管する実施機関に対して、自己に関する情報の閲覧、再生、謄写又は複製(以下「閲覧等」という)を請求することができる。

- 2 前項の請求がなされたときは、実施機関は2週間以内に関覧等を許可しなければならない。
- 3 請求にかかる情報が次の各号に該当するときは、実施機関は請求がなされたときから2週間以内に理由を付して、閲覧等を不許可とする処分をなすことができる。
 - (1) 法律で公開しないことが定められている情報

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

- (2) 開示することにより、第三者である特定の個人が識別され、又は識別されうる情報。但し、当該第三者の情報が第7条第1項第1号乃至第3号〔利用及び提供の制限〕に該当する場合を除く
 - (3) 医療記録のうち、開示することにより請求者本人の治療に著しい悪影響を及ぼすことが明らかな情報。但し、本人が医師を指定し、その医師への開示を求めた場合を除く
 - (4) 犯罪の捜査、訴追又は刑の執行に関するものであって、開示することによってこれらの執行を著しく困難にし、又は刑事被皆人の公正な裁判を受ける権利を侵害する現実の危険のある情報
 - (5) 開示することにより、実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずることが明らかな情報。但し、外部提供するもの又は外部提供を予定して作成するものを除く
- 4 前項各号に該当する事項を含む情報については、実施機関は前項各号に該当する部分とそうでない部分とを可能な限り区分し、前項各号に該当しない部分は、これを開示しなければならない。
 - 5 情報が膨大又は複雑なため2週間以内に第2項又は第3項の決定ができないときは、実施機関は理由を明示してその期間を2週間以内に限り延長することができる。
 - 6 実施機関は、請求にかかる情報を保管していないときは、請求がなされたときから2週間以内に、その旨を明示して請求を却下しなければならない。
 - 7 前項の場合、実施機関は、他に当該情報を保管している機関があるときは、その旨を教示しなければならない。
 - 8 第2項、第3項、第5項又は第6項にそれぞれ定める期間内に何らの処分がなされない場合には、閲覧等の許可がなされたものとみなす。

〔訂正等請求権〕

- 第12条 何人も、実施機関が保管している自己に関する個人情報に誤りがあるときは、当該実施機関に対し、当該情報の訂正を請求することができる。
- 2 何人も、実施機関が第6条〔収集の制限〕の規定によらないで、自己に関する情報を保管しているときは、当該実施機関に対し、当該情報を削除するよう請求することができる。
- 3 実施機関は、前2項の請求に理由があると認めるときは、請求がなされたときから3週間以内に情報の訂正又は削除をしたうえ、その旨を請求者に通知しなければならない。
- 4 第1項の請求にかかる情報が誤りでないとき又は第2項の請求にかかる情報が第

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

6 条〔収集の制限〕の規定に従って収集されたものであるときは、実施機関は請求がなされたときから3週間以内に理由を明示したうえ、訂正又は削除を拒否する処分をなすことができる。

5 前項の訂正拒否処分を行う場合、実施機関は当該情報について該当部分を特定して争いのある旨を記載し、訂正請求の要旨を添付しなければならない。実施機関は当該情報の提供にあたっては、訂正請求の要旨をあわせて提供しなければならない。

6 情報の訂正又は削除があった場合において、実施機関は訂正又は削除前の情報を他に提供していたときは、その提供先に対して、当該情報の訂正又は削除を通知しなければならない。

〔目的外利用等の中止請求〕

第13条 何人も、実施機関が第7条〔利用及び提供の制限〕第1項の規定によらないで、自己に関する情報の目的外利用又は外部提供をし、又はしようとしているときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

2 前項の請求があったときは、実施機関は、第3項の中止又は第4項の処分をなすまでの間、当該情報の目的外利用又は外部提供を一時中止しなければならない。但し、一時中止によって実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずる場合を除く。

3 実施機関は、第1項の請求に理由があると認めるときは、2週間以内に当該情報の目的外利用又は外部提供の中止を決定したうえ、その旨を請求者に通知しなければならない。

4 第1項の請求にかかる情報が第7条〔利用及び提供の制限〕の規定に従って利用又は提供され、又はされようとしているものであるときは、実施機関は請求があったときから2週間以内に理由を明示したうえ、利用又は提供の中止を拒否する処分をなすことができる。

〔閲覧・謄写等の手数料〕

第14条 第11条第1項の個人情報の閲覧は無料とする。

2 第11条第1項により個人情報を再生、謄写又は複製する者は、当該再生、謄写又は複製に要する実費を負担しなければならない。

〔審査請求〕

第15条 第11条第3項若しくは第6項、第12条第4項又は第13条第4項による処分を受けた者は、プライバシー保護審査会に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができる。

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

〔プライバシー保護審査会〕

第16条 プライバシー保護審査会(以下「審査会」という)を設置する。

- 2 審査会は、内閣総理大臣の所轄とする。
- 3 審査会は、本法による処分に対する審査請求について裁決を行う。

〔審査会の組織〕

第17条 審査会は、委員5人をもって組織する。

- 2 委員は、本法の目的を理解し公正な判断を行なうことができる者の中から、内閣総理大臣が両議院の同意を得てこれを任命する。
- 3 委員は独立してその服務を行う。
- 4 委員の任期は、2年とする。

〔委員長〕

第18条 審査会に委員長を置く。委員長は委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

〔審理・裁決〕

第19条 審査会の裁決は委員の過半数をもって決する。

- 2 第15条〔審査請求〕の審査請求に対する裁決は、請求を受理した日の翌日から起算して100日以内に行わなければならない。

〔司法審査等の教示〕

第20条 実施機関は、第11条第3項若しくは第6項、第12条第4項又は第13条第4項による処分を行ったときは、当該処分に対し第15条の審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟の提起ができることを請求者に教示しなければならない。

〔司法審査〕

第21条 前条の抗告訴訟の判決は、事件を受理した日から100日以内に言渡すよう努めなければならない。

〔プライバシー保護審議会〕

第22条 総理府の附属機関として、プライバシー保護審議会(以下「審議会」という)を設置する。

- 2 審議会は、第10条第2項の同意を与えるほか、プライバシー保護に関する制度

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

の改善についての施策を立案し、内閣総理大臣及び実施機関に提言する。

〔審議会の組織〕

第23条 審議会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、本法の目的を理解する者の中から、内閣総理大臣が両議院の同意を得てこれを任命する。

3 第17条第4項〔委員の任期〕及び第18条〔委員長〕の規定は審議会に準用する。

〔報告義務〕

第24条 実施機関は毎年、本法による請求に応じた情報の件名及び件数、本法による請求を拒否した情報の件名、件数及びその理由並びに審査会の裁決その他本法の運用状況について、国会に報告し、かつ一般に公表しなければならない。

個人情報保護条例・モデル案

〔前文〕

行政機関にはその行政運営上、膨大な個人情報が収集・保管され、利用されているが、個人の知らないうちに個人情報が収集され、本来の利用目的をこえて利用されたり外部に提供されることによって、あるいは誤った個人情報が蓄積・利用されること等によって、個人のプライバシーが侵害され個人の尊厳が脅かされる事態が生じている。このような危険は、個人情報の処理について、コンピューター及び高度の情報関連技術が利用されることによって著しく高まっている。

そもそも、プライバシーの権利は、通信の秘密や住居の不可侵の規定とともに、国民の幸福追求の権利として日本国憲法によって保障された基本的人権であり、その権利を実効あらしめるためには個人情報保護制度を設け、行政機関による個人情報の収集・保管及び利用に関する個人のコントロール権を認め、かつ、行政機関による個人情報の収集・保管及び利用に関する規制を行うことが必要である。行政による個人情報の独占と懇意的な管理を排除し、情報主体である市民のコントロールが実現したとき、プライバシーの権利は実効的に保障されるのである。そして、市民の知る権利を確立する情報公開条例とともに、個人情報保護の制度が確立されてはじめて、情報における民主主義が実現するのである。

よって、この条例を制定する。

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

〔目的〕

第1条 この条例は、日本国憲法の理念に基づき、個人のプライバシーの権利の保障を実効あらしめるため、個人情報収集、保管及び利用等に関する個人の権利並びに実施機関の義務及び事業者の責務を定める。

〔定義〕

第2条 この条例において、「個人情報」とは、個人に関する情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、実施機関の職員が作成し又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、録音テープ及び磁気又は光ディスクその他一切の媒体に記載された情報をいう。

2 この条例において、「個人情報の保管等」とは、個人情報の収集、保管及び利用をいう。

3 この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。

〔実施機関の義務〕

第3条 実施機関は、個人のプライバシーの権利が適正に保障されるようにこの条例を解釈運用するとともに、個人情報の保護と検索のために必要な措置を講じなければならない。

〔保管等の制限〕

第4条 実施機関は、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲を越えて個人情報の保管等をしてはならない。

2 実施機関は、次の各号に掲げる事項に係る個人情報の保管等をしてはならない。

但し、法律又は条例により個別的に個人情報の保管等を認めているとき、記録の対象とされた個人の明示的な同意があるとき又は当該個人の生命、身体、健康若しくはその財産に対する危険を避けるためやむを得ないと認められるときを除く。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種、門地、身体・精神障害、犯罪歴、病歴、その他社会的差別の原因となる事実に関する事項

(3) 勤労者の団結権、団体交渉その他の団体行動権の行使に関する事項

(4) 集団示威行為への参加及び請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

〔個人情報の登録〕

第5条 実施機関は、個人情報登録簿を備置し、個人情報を定型的方式により収集又は保管し、若しくは簿冊によって保管しようとするときは、個人情報登録簿に次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1)個人情報の記録の名称
 - (2)個人情報の利用の目的及び方法
 - (3)個人情報の対象となる個人の範囲
 - (4)個人情報の範囲及び内容
 - (5)第8条第1項の個人情報保護責任者
 - (6)その他規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項により登録された個人情報を廃止するときは、個人情報登録簿に当該個人情報の登録を廃止する旨、廃止の年月日並びに廃止の理由を記載しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の個人情報登録簿の他に、個人情報に関する目録その他検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

〔収集の制限〕

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を明らかにして当該個人から直接収集しなければならない。

- (1)個人情報の収集の根拠
 - (2)個人情報の保管の態様
 - (3)個人情報の利用の目的及び方法
 - (4)その他規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に該当する場合には、個人情報を当該個人以外のものから収集することができる。
- (1)当該個人の事前の同意を得たとき
 - (2)当該個人以外のものからの収集について法律又は条例の定めがあるとき
 - (3)出版物の公刊その他によって、公知性が生じた個人情報を収集するとき
- 3 当該個人が法令に基づく申請行為を行った場合には、当該個人より直接収集がなされたものとみなす。

〔利用及び提供の制限〕

第7条 実施機関は、第5条第1項第2号又は第6条第1項第3号の利用の目的の範

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

囲を超えて個人情報を利用(以下「目的外利用」という)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という)してはならない。但し、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 当該個人の事前の同意を得たとき
 - (2) 法律又は条例に特別の定めがあるとき
 - (3) 当該個人の生命、身体、健康又はその財産に対する危険を避けるためやむを得ないと認められるとき
 - (4) 情報公開条例の規定に基づき閲覧等の請求があったときで、同条例の規定により非公開とすることができる事項に該当しないと認められるとき
- 2 実施機関は目的外利用等記録簿を整備し、前項各号に基づく目的外利用又は外部提供をしたときは、これに次の各号に定める事項を記録しなければならない。
- (1) 目的外利用又は外部提供にかかる個人情報の名称
 - (2) 目的外利用又は外部提供の内容
 - (3) 目的外利用又は外部提供をした年月日
 - (4) 目的外利用又は外部提供の根拠
 - (5) 目的外利用又は外部提供の目的
 - (6) 目的外利用又は外部提供の相手方
 - (7) その他規則で定める事項
- 3 実施機関は、第1項但し書き2号乃至第4号の規定に基づき、目的外利用又は外部提供をしようとするときは、その2週間前までに(第1項第3号の場合であって、緊急を要する場合はこの限りではない)その旨を当該個人に通知しなければならない。

〔記録の保存の規制〕

- 第8条 実施機関は、個人情報の保管をしようとするときは、個人情報の保護を図るために個人情報保護責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な保管を行わなければならない。
- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする
 - (2) 個人情報の改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防止すること
 - (3) 個人情報の漏えいを防止すること
- 2 実施機関は、個人情報の保管の必要がなくなったときは、速やかに当該個人情報を廃棄又は消去しなければならない。

〔個人情報の結合制限〕

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

第9条 実施機関は、個人情報に当該実施機関以外の個人情報と結合してはならない。但し次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 当該個人の事前の同意を得たとき
- (2) 法律又は条例に特別の定めがあるとき

〔業務委託の制限〕

第10条 実施機関は、その事務事業を遂行する上でやむをえないと認められる場合を除き、個人情報の保管等を当該実施機関以外のものに委託してはならない。

- 2 実施機関は、やむをえず個人情報の保管等の委託を行う場合には、プライバシー保護審議会の同意を得なければならない。
- 3 実施機関は、当該実施機関以外のものに個人情報の保管等を委託するにあたっては、受託者との契約において、当該実施機関がこの条例によって負うと同様の義務を受託者が負う旨及び当該義務履行確保のための実効ある措置を定めなければならない。

〔閲覧等請求権〕

第11条 何人も個人情報を保管する実施機関に対して、自己に関する情報の閲覧、再生、謄写又は複製(以下「閲覧等」という)を請求することができる。

- 2 前項の請求がなされたときは、実施機関は2週間以内に関覧等を許可しなければならない。
- 3 請求にかかる情報が次の各号に該当するときは、実施機関は請求がなされたときから2週間以内に理由を付して、閲覧等を不許可とする処分をなすことができる。
 - (1) 法律又は条例で公開しないことが定められている情報
 - (2) 開示することにより、第三者である特定の個人が識別され、又は識別される情報。但し、当該第三者の情報が第7条第1項第1号乃至第3号〔利用及び提供の制限〕に該当する場合を除く
 - (3) 医療記録のうち、開示することにより請求者本人の治療に著しい悪影響を及ぼすことが明らかな情報。但し、本人が医師を指定し、その医師への開示を求めた場合を除く
 - (4) 犯罪の捜査、訴追又は刑の執行に関するものであって、開示することによってこれらの執行を著しく困難にし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害する現実の危険のある情報
 - (5) 開示することにより、実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずることが明らかな情報。但し、外部提供するもの又は外部提供を予定して作成するもの

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

のを除く

- 4 前項各号に該当する事項を含む情報については、実施機関は前項各号に該当する部分とそうでない部分とを可能な限り区分し、前項各号に該当しない部分は、これを開示しなければならない。
- 5 情報が膨大又は複雑なため2週間以内に第2項又は第3項の決定ができないときは、実施機関は理由を明示してその期間を2週間以内に限り延長することができる。
- 6 実施機関は、請求にかかる情報を保管していないときは、請求がなされたときから2週間以内に、その旨を明示して請求を却下しなければならない。
- 7 前項の場合、実施機関は、他に当該情報を保管している機関があるときは、その旨を教示しなければならない。
- 8 第2項、第3項、第5項又は第6項にそれぞれ定める期間内に何らの処分がなされない場合には、閲覧等の許可がなされたものとみなす。

〔訂正等請求権〕

- 第12条 何人も、実施機関が保管している自己に関する個人情報に誤りがあるときは、当該実施機関に対し、当該情報の訂正を請求することができる。
- 2 何人も、実施機関が第6条〔収集の制限〕の規定によらないで、自己に関する情報を保管しているときは、当該実施機関に対し、当該情報を削除するよう請求することができる。
- 3 実施機関は、前2項の請求に理由があると認められるときは、請求がなされたときから3週間以内に情報の訂正又は削除をしたうえ、その旨を請求者に通知しなければならない。
- 4 第1項の請求にかかる情報が誤りでないとき又は第2項の請求にかかる情報が第6条〔収集の制限〕の規定に従って収集されたものであるときは、実施機関は請求がなされたときから3週間以内に理由を明示したうえ、訂正又は削除を拒否する処分をなすことができる。
- 5 前項の訂正拒否処分を行う場合、実施機関は当該情報について該当部分を特定して争いのある旨を記載し、訂正請求の要旨を添付しなければならない。実施機関は当該情報の提供にあたっては、訂正請求の要旨をあわせて提供しなければならない。
- 6 情報の訂正又は削除があった場合において、実施機関は訂正又は削除前の情報を他に提供していたときは、その提供先に対して、当該情報の訂正又は削除を通知しなければならない。

〔目的外利用等の中止請求〕

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

- 第13条 何人も、実施機関が第7条〔利用及び提供の制限〕第1項の規定によらないで、自己に関する情報の目的外利用又は外部提供をし、又はしようとしているときは当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。
- 2 前項の請求があったときは、実施機関は、第3項の中止又は第4項の処分をなすまでの間、当該情報の目的外利用又は外部提供を一時中止しなければならない。但し、一時中止によって実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずる場合を除く。
- 3 実施機関は、第1項の請求に理由があると認めるときは、2週間以内に当該情報の目的外利用又は外部の中止を決定したうえ、その旨を請求者に通知しなければならない。
- 4 第1項の請求にかかる情報が第7条〔利用及び提供の制限〕の規定に従って利用又は提供され、又はされようとしているものであるときは、実施機関は請求があったときから2週間以内に理由を明示したうえ、利用又は提供の中止を拒否する処分をなすことができる。

〔閲覧・謄写等の手数料〕

- 第14条 第11条第1項の個人情報の閲覧は無料とする。
- 2 第11条第1項により個人情報を再生、謄写又は複製する者は、当該再生、謄写又は複製に要する実費を負担しなければならない。

〔審査請求〕

- 第15条 第11条第3項若しくは第6項、第12条第4項又は第13条第4項による処分を受けた者は、プライバシー保護審査会に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができる。

〔プライバシー保護審査会〕

- 第16条 各実施機関に、それぞれプライバシー保護審査会(以下「審査会」という)を設置する。
- 2 審査会は、本法による処分に対する審査請求について裁決を行う。

〔審査会の組織〕

- 第17条 審査会は、委員5人をもって組織する。
- 2 委員は、本条例の目的を理解し公正な判断を行なうことができる者の中から、各実施機関が議会の同意を得てこれを任命する。
- 3 委員は独立してその職務を行う。

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

4 委員の任期は、2年とする。

〔委員長〕

第18条 審査会に委員長を置く。委員長は委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

〔審理・採決〕

第19条 審査会の裁決は委員の過半数をもって決する。

2 第15条〔審査請求〕の審査請求に対する裁決は、請求を受理した日の翌日から起算して100日以内に行わなければならない。

〔司法審査等の教示〕

第20条 実施機関は、第11条第3項若しくは第6項、第2条第4項又第13条第4項による処分を行ったときは、当該処分に対し第15条の審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟の提起ができることを請求者に教示しなければならない。

〔プライバシー保護審議会〕

第21条 市長の付属機関として、プライバシー保護審議会（以下「審議会」という）を設置する。

2 審議会は、第10条第2項の同意を与えるほか、プライバシー保護に関する制度の改善についての施策を立案し、市長及び実施機関に提言する。

〔審議会の組織〕

第22条 審議会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、本条例の目的を理解する者の中から、市長が議会の同意を得てこれを任命する。

3 第17条第4項〔委員の任期〕及び第18条〔委員長〕の規定は審議会に準用する。

〔報告義務〕

第23条 実施機関は毎年、本条例による請求に応じた情報の件名及件数、本条例による請求を拒否した情報の件名、件数及びその理由並びに審査会の裁決その他本条例の運用状況について、議会に報告し、かつ一般に公表しなければならない。